

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注							
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,680 単位)	- 62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 600単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は () の場合 + 250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 + 2,000単位							
		要介護2 (10,138 単位)	- 111単位														
		要介護3 (16,833 単位)	- 184単位														
		要介護4 (21,293 単位)	- 233単位														
		要介護5 (25,752 単位)	- 281単位														
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,287 単位)	- 91単位								事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 900単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は () の場合 + 250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 + 2,000単位
		要介護2 (12,946 単位)	- 141単位														
		要介護3 (19,762 単位)	- 216単位														
		要介護4 (24,361 単位)	- 266単位														
		要介護5 (29,512 単位)	- 322単位														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	要介護1 (5,680 単位)	- 62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき - 900単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 315単位	1月につき + 500単位 又は () の場合 + 250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 + 2,000単位								
要介護2 (10,138 単位)	- 111単位																
要介護3 (16,833 単位)	- 184単位																
要介護4 (21,293 単位)	- 233単位																
要介護5 (25,752 単位)	- 281単位																
ハ 初期加算 (1日につき + 30単位)																	
ニ 退院時共同指導加算 一体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 600単位)																	
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 100単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算 () (1月につき + 200単位)																
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1月につき + 640単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1月につき + 500単位)																
	(3) サービス提供体制強化加算() (1月につき + 350単位)																
	(4) サービス提供体制強化加算() (1月につき + 350単位)																
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)																
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)																
	(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)																
	(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)																
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)																

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× / 100 所定単位数 × / 100
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100